

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公園下水道課)	20
○北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則..... (公園下水道課)	20
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則..... (公園下水道課)	23

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (広報広聴課)	25
○特定調達契約に係る入札の公告..... (広報広聴課)	26
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (農政部所管分 その4)..... (農政課)	27
○北海道補助金等交付規則に定める申請書様式の一部改正..... (農政課)	28
○渡島海区における漁業の共同漁場計画..... (漁業管理課)	30
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	34
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	34
○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課)	34
○公共測量の実施の通知 (2件)..... (建設部総務課)	35
○道路の区域の決定..... (道路整備課)	35
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	35
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	36
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行 (3件)..... (都市環境課)	37
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	38
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正..... (出納局総務課)	38

支 庁 告 示

○建築基準法による道路の位置の指定.....	38
------------------------	----

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	39
-----------------	----

道旭川土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	39
----------------------	----

道立衛生学院告示

○一般競争入札の実施.....	42
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (平成15年2月分).....	43
○政治団体の届出事項の異動届出 (平成15年2月分).....	50
○政治団体の解散の届出 (平成15年2月分).....	57
○資金管理団体の指定の届出 (平成15年2月分).....	58
○資金管理団体の届出事項の異動届出 (平成15年2月分).....	60
○資金管理団体の指定取消しの届出 (平成15年2月分).....	61
○資金管理団体でなくなった旨の届出 (平成15年2月分).....	62
○政党支部の届出 (平成15年2月分).....	62
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	62

公布された規則のあらまし

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第78号) 趣旨及び内容

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例 (平成15年北海道条例第25号) の施行期日は、平成15年7月20日とすることとした。

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則 (規則第79号)

1 趣旨

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場の管理に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 使用の期間及び時間を定めることとした (第2条関係)。
- (2) 使用の承認を受けようとする者は、使用申込書を知事に提出しなければならないこととした (第3条関係)。
- (3) 知事は、使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする (第4条関係)。
- (4) 使用の目的に違反したとき等は、使用の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができることとした (第5条関係)。
- (5) 使用料を定めることとした (第6条関係)。
- (6) 使用料を現金で納付しなければならないこととした (第7条関係)。
- (7) 既納の使用料は、これを還付しないこととした (第8条関係)。
- (8) 使用料を免除する者を定めることとした (第9条関係)。
- (9) 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を知事に提出し、その承

あなたの笑顔みんなの元氣健康なゆえに国保(じゆうほ)です。保険料(ほけんりょう)は必ず納めましょう。

認を受けなければならないこととした（第10条関係）。

- (10) オートキャンプ場の施設を汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと等の事項を遵守しなければならないこととした（第11条関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年7月20日から施行することとした。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第80号）

1 趣旨

北海道立道南四季の杜公園及び北海道立十勝エコロジーパークの供用開始に伴い、公園使用料の額を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

北海道立道南四季の杜公園及び北海道立十勝エコロジーパークにおいて、公園管理者以外の者が公園施設を設置し、又は管理する場合等の使用料の額を定めることとした（別表関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年7月20日から施行することとした。

規 則

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第78号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第25号）の施行期日は、平成15年7月20日とする。

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則をここに公布する。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第79号

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、北海道立十勝エコロジーパークのオートキャンプ場（以

下「オートキャンプ場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の期間及び時間）

第2条 オートキャンプ場の使用の期間は4月29日から10月31日までとし、使用の時間は次のとおりとする。

区 分	使 用 の 時 間	
プ ラ イ ベ ー ト サ イ ト	午後1時から翌日の午前11時まで （2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）	
フ リ ー テ ン ト サ イ ト	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで （2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めるときは、使用の期間及び時間を変更することができる。

（使用の申込み）

第3条 条例第6条第1項の規定によるオートキャンプ場の使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式の使用申込書を知事に提出しなければならない。

（使用の承認）

第4条 知事は、オートキャンプ場の使用の承認に当たって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

2 知事は、オートキャンプ場の使用の承認をしたときは、別記第2号様式の使用承認書を交付するものとする。

（使用の承認の取消し等）

第5条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該使用の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (3) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

2 知事は、オートキャンプ場の管理運営上支障があると認めるときは、使用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

（使用料）

第6条 条例第11条第2項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、第4条第2項の使用承認書の交付を受けた際に、使用料を現金で納付しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由によって使用が不可能になった場合又は第5条第2項の規定により使用の承認を取り消した場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第9条 次に掲げる者に対しては、その者の使用に係る使用料(施設維持費に限る。次条において同じ。)を免除するものとする。

- (1) 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所している少年及びその引率者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (5) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- (6) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
- (7) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- (8) 65歳以上の者
- (9) その他前各号に準ずる者

(使用料の減免の手続)

第10条 前条に該当する場合を除き、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、別記第3号様式の使用料減免申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、同条各号の者に該当するであることを証する書面を提示しなければならない。

(遵守事項)

第11条 オートキャンプ場を使用する者は、この規則及び北海道立十勝エコロジーパークの管理に当たる職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オートキャンプ場の施設を汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 指定の場所以外の場所でキャンプをしないこと。

附 則

この規則は、平成15年7月20日から施行する。

別表(第6条関係)

1 オートキャンプ場に入場する場合

区	分	使 用 料
施設維持費	デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外の者 1人1日につき 610円
	宿泊キャンプ	中学校の生徒以上の者 1人1泊につき 1,010円
		小 学 校 の 児 童 1人1泊につき 500円

2 オートキャンプ場の施設を使用する場合

区	分	使 用 料
プ ラ イ ベ ー ト サ イ ト		1サイト1泊につき 2,030円
フ リ ー テ ン ト サ イ ト	デイキャンプ	1サイト(テント1張り) 1日につき 300円
	宿泊キャンプ	1サイト(テント1張り) 1日につき 500円

別記第1号様式(第3条関係)

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場使用申込書

北海道知事 様

太枠内を記入してください。

年 月 日

次のとおり使用の承認を受けたいので申し込みます。

申 込 者

(〒 -)
住 所

氏 名

電話番号

使用 目的	観光、レクリ エーション研 修、その他 ()	使用 期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで	泊 日
----------	----------------------------------	----------	------------------------------	-----

使用施設、使用人数等					
区 分	サイト 数 等	使用 者 数 (人)			
		幼児	小学 生	中学生 以上	合計
プライベートサイト	サイト				
フリー テント サイト	デイキャンプ	サイト			
	宿泊キャンプ	サイト			

使 用 住 所 ① 申込者に同じ ② (〒 -)

責 任 者 氏 名 ① 申込者に同じ ② 電話番号

備 考

(日本工業規格A4)

別記第2号様式（第4条関係）

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場使用承認書

次のとおり使用を承認します。

年 月 日

申 込 者

(〒 -)
住 所

氏 名

電話番号

北海道知事 

使用 目的	観光、レクリ エーション研 修、その他 ()	使用 期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで	泊 日	承 認 番 号	使 用 料 円
----------	----------------------------------	----------	------------------------------	-----	------------	------------

使用施設、使用人数等						施 設 維持費	施 設 使用料	合 計
区 分	サイト 数 等	使用 者 数 (人)				(円)	(円)	(円)
		幼児	小学 生	中学生 以上	合計			
プライベートサイト	サイト							
フリー テント サイト	デイキャンプ	サイト						
	宿泊キャンプ	サイト						
合 計								

使 用 住 所 ① 申込者に同じ ② (〒 -)

責 任 者 氏 名 ① 申込者に同じ ② 電話番号

備考	承認の 条件
----	-----------

(日本工業規格A4)

別記第3号様式(第10条関係)

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場使用料減免申請書

年 月 日

北海道知事 様

〒 -)

住所

申請者 氏名 (印)

電話

次のとおり使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

使用目的	観光、レクリエーション研修、 その他 ()	使用者数	
使用期間	年 月 日 (曜日)	時 分から	泊 日
	年 月 日 (曜日)	時 分まで	
減額(免除)額	減額(免除)の積算基礎		
円			
減額(免除)を受けようとする理由			

(日本工業規格A4)

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第80号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則(昭和50年北海道規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表使用料の欄中

北海道立ゆめの森公園
50円
50円

を

北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北コ
50円	50円	
50円	50円	

北海道立十勝エコロジーパーク

40円

に改める。

40円

北海道立ゆめの森公園
590円
40円
440円
40円
80円
220円
440円

を

北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北コ
590円	770円	
40円	50円	
440円	570円	
40円	50円	
80円	110円	
220円	280円	
440円	570円	

別表の2の表使用料の欄中

220円	220円	280円
170円	170円	220円
440円	440円	570円
30円	30円	40円
440円	440円	570円
110円	110円	140円

430円
210円
170円
430円
30円
430円
100円

に改める。

海道立十勝エ
ロジーパーク

580円
40円
430円
40円
80円
210円

別表の3の表使用料の欄中

北海道立ゆめ
の森公園

10円
150円
20円
150円
10円
30円

を

北海道立ゆめ
の森公園

10円
150円
20円
150円
10円
30円

北海道立道南
四季の杜公園

10円
160円
20円
150円
10円
40円

北
コ

海道立十勝エ
ロジーパーク

10円	に改める。
120円	
20円	
120円	
10円	
30円	

附 則
この規則は、平成15年7月20日から施行する。

告 示

北海道告示第1183号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成15年7月4日
北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年7月4日に一般競争入札の公告を行う広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託契約
(2) 資 格 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格（以下「資格」という。）
(3) 特定役務の種類 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託

2 資 格 要 件
次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 道税を滞納している者でないこと。
(5) 道が指定した運送先及び配布先に、運送及び配布開始日からおおむね10日以内での運送及び配布が可能であること。
(6) 一度に約1,590,000部の広報誌「ほっかいどう」を保管する保管場所を、札幌市に確保できること。
(7) 資本金の額が、1,000万円以上であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法
(1) 審 査 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年7月16日から8月11日までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合企画部政策室広報広聴課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請
(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
(2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第1184号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする特定役務の名称

- (ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1部当たりの単価（単価には、配布手数料を含まない。）
- (イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、町内会等住民組織に支払う配布手数料13円を含む。）
- (ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、新聞販売店に支払う配布手数料15円を含む。）

イ 数量

次の部数を、各項目ごとに3回に分けて配布する。配布は広報誌「ほっかいどう」の発行に合わせて行う。

- (ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 予定数量 1,714,890部
- (イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 2,442,440部
- (ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 572,880部

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結年月日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1183号に規定する広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部政策室広報広聴課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁4階総合企画部会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総合企画部政策室広報広聴課）
- (2) 入札日時 平成15年8月20日 午後2時（送付による場合は、平成15年8月19日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 入札説明の日時及び場所

- ア 日 時 平成15年7月15日 午後2時
 イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁4階総合企画部会議室
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 368
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 (7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 (8) この入札の執行は、公開する。
 (9) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature

- (a) Transportation of the public relations magazine "HOKKAIDO" to municipalities and citizens organizations including neighborhood associations
 Cost per copy (no commission is included)
- (b) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to

each household via neighborhood associations and other citizens organizations
 Cost per copy (including 13Yen, commission for citizens organizations)

(c) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via newspaper agencies
 Cost per copy (including 15-Yen, commission for newspaper agencies)

b . Estimated quantity

- (a) 1,714,890 copies for the service described above as 1.a.
 (b) 2,442,440 copies for the service described above as 1.b.
 (c) 572,880 copies for the service described above as 1.c.

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., August 20, 2003

C . Contact :

Public Information and Opinions Division Office of Policy Administration, Hokkaido Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
 Phone : 011-231-4111 Extension 23-368

北海道告示第1185号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

(農政部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
トレーサビリティシステム導入促進事業（システム条件整備事業） 食品事故等の原因究明と消費者への生産・製造から加工、流通に至る情報提供を可能にし、消費者の合理的な食品選択に資することを目的として、トレーサビリティシステムの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	農業協同組合 農業協同組合連合会 事業協同組合 消費生活協同組合 営農集団 公益法人 社団法人北海道食品産業協議会 知事が適当と認める団体	1 農業協同組合等がトレーサビリティシステム生産段階導入支援事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 農業協同組合等がトレーサビリティシステム加工流通・販売段階導入支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 3分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第87号様式 その4 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第87号様式 その4 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁（2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては主た	

- 4 「トレーサビリティの取組内容」欄には、消費者等への開示及び記録・保管（食品事故等が発生した場合には調査に協力）を行う情報の内容、方法を具体的に記載すること。
- 5 生産から流通までの連携体制が整っている場合には、その概要が分かる模式図等を添付すること。

イ 事業実施主体の概要

事業実施主体名	事業実施主体の特徴	備考

(注) 「事業実施主体の特徴」欄には、所在地、規模、取扱品目等を具体的に記載すること。

ウ トレーサビリティシステム導入促進検討会の開催状況

開催時期	出席者の概要	内 容	備 考
年月			

- (注) 1 「出席者の概要」欄には、学識経験者、生産者団体、流通関係者、加工関係者、小売関係者、情報システム関係者等の区分別に記載すること。
- 2 「内容」欄には、フードチェーンを通じたトレーサビリティシステムの導入に向けた取組の検討状況等について記載すること。

エ トレーサビリティシステム関連機器の導入

機 器 等 名	規 模	費 用	導入時期	内 容	設置場所	備 考
		円				

(注) 「規模」欄には、台数、能力等について記載すること。

オ 報告書の作成

作成部数	主 な 配 布 先	備 考

2 トレーサビリティシステム加工流通・販売段階導入支援事業

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

ア トレーサビリティシステム導入計画の概要

(ア) 対象品目の概要

対 象 品 目	品 目 の 特 徴	備 考

- (注) 1 「品目の特徴」欄には、栽培面積、栽培方式、出荷予定数量等について記載すること。
- 2 加工食品の場合には、原材料の特徴について記載すること。
- 3 対象品目を拡大・変更した場合には、その内容を記載すること。

(イ) 推進体制の概要

	推進主体名	推進主体の特徴	トレーサビリティの取組内容	備考
生産段階				
加工流通段階				
販売段階				

- (注) 1 生産段階については、トレーサビリティに中心的に取り組む事業者が明らかな場合には記載すること。
- 2 加工流通及び販売段階については、事業に取り組む事業者について記載すること。
- 3 「推進主体の特徴」欄には、所在地、規模、取扱品目等を具体的に記載し、必要に応じ概要の分かる資料を添付すること。
- 4 「トレーサビリティの取組内容」欄には、消費者等への開示及び記録・保管（食品事故等が発生した場合には調査に協力）を行う情報の内容、方法を具体的に記載すること。
- 5 生産から流通までの連携体制が整っている場合には、その概要が分かる模式図等を添付すること。

イ 事業実施主体の概要

事業実施主体名	事業実施主体の特徴	備考

(注) 「事業実施主体の特徴」欄には、所在地、規模、取扱品目等を具体的に記載すること。

ウ トレーサビリティシステム導入促進検討会の開催状況

開催時期	出席者の概要	内 容	備 考
年月			

- (注) 1 「出席者の概要」欄には、学識経験者、生産者団体、流通関係者、加工関係者、小売関係者、情報システム関係者等の区別に記載すること。
 2 「内容」欄には、フードチェーンを通じたトレーサビリティシステムの導入に向けた取組の検討状況等について記載すること。

エ トレーサビリティシステム関連機器の導入

機 器 等 名	規 模	費 用	導入時期	内 容	設置場所	備 考
		円				

(注) 「規模」欄には、台数、能力等について記載すること。

オ 報告書の作成

作成部数	主 な 配 布 先	備 考

北海道告示第1187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、渡島海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年7月4日から18日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項			関係地区	制 限 又 は 条 件		
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
渡海共第2号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで	長万部町地先	渡島海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとおり		
	同	しらうお刺し網漁業	3月1日から 7月31日まで			長万部町	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) ほっけ・かれい底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、7メートル以下でなければならない。 (4) すけとうだら底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ながずか刺し網漁業	3月1日から 6月30日まで				
	同	にしん刺し網漁業					
	同	はたはた刺し網漁業	5月1日から 翌年 1月31日まで				
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	はたはた小型定置網漁業	11月1日から 翌年 1月31日まで				
	同	ます・ほっけ・かれい・いわし小型定置網漁業	4月1日から 9月5日まで				
	同	ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	すけとうだら底建網漁業					

	第2種共同漁業	はもどう漁業	5月1日から 12月31日まで	八雲町地先	八雲町（東野、落部及び栄浜を除く。）	ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、100メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。 オ 2月1日から11月30日までの間は、漁具を敷設してはならない。
	第3種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ちか地びき網漁業	6月1日から 翌年 2月末日まで			
渡海共第4号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	しらうお刺し網漁業	3月1日から 7月31日まで			
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ながずか刺し網漁業	} 3月1日から 6月30日まで			
	同	にしん刺し網漁業				
	同	はたはた刺し網漁業	5月1日から 翌年 1月31日まで			
	同	ちか・たなご小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	はたはた小型定置網漁業	11月1日から 翌年 1月31日まで			
	同	ます・ほっけ・かれい・いわし小型定置網漁業	12月15日から 翌年 9月5日まで			
	同	ほっけ・かれい底建網漁業	} 1月1日から 12月31日まで			
	同	すけとうだら底建網漁業				
	同	はもどう漁業	5月1日から 12月31日まで			
	第3種共同漁業	いわし地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ちか地びき網漁業	6月1日から 翌年 2月末日まで			
渡海共第6号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで	} 八雲町東野、落部及び栄浜		
	同	しらうお刺し網漁業	3月1日から 7月31日まで			

	第2種共同漁業	ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	な が ず か 刺 し 網 漁 業	} 3月1日から 6月30日まで			
	同	に し ん 刺 し 網 漁 業				
	同	は た は た 刺 し 網 漁 業	5月1日から 翌年 1月31日まで			
	同	い か な ご 小 型 定 置 網 漁 業	6月1日から 9月5日まで			
	同	ち か ・ た な ご 小 型 定 置 網 漁 業	12月15日から 翌年 9月5日まで			
	同	は た は た 小 型 定 置 網 漁 業	11月1日から 翌年 1月31日まで			
	同	ま す ・ ほ っ け ・ か れ い ・ い わ し 小 型 定 置 網 漁 業	12月15日から 翌年 9月5日まで			
	同	ほ っ け ・ か れ い 底 建 網 漁 業	} 1月1日から 12月31日まで			
	同	す け と う だ ら 底 建 網 漁 業				
	同	は も ど う 漁 業	5月1日から 12月31日まで			
	第3種共同漁業	い わ し 地 び き 網 漁 業	12月15日から 翌年 9月5日まで			
	同	ち か 地 び き 網 漁 業	6月1日から 9月15日まで 及び 12月15日から 翌年 2月末日まで			
渡海共第8号	第2種共同漁業	か れ い 刺 し 網 漁 業	} 1月1日から 12月31日まで	} 森町地先	}	森町
	同	ち か ・ き ェ う り う お 刺 し 網 漁 業				
	同	な が ず か 刺 し 網 漁 業	} 3月1日から 6月30日まで			
	同	に し ん 刺 し 網 漁 業				
	同	は た は た 刺 し 網 漁 業	5月1日から 翌年 1月31日まで			

	第2種共同漁業	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで							
	同	いかなご小型定置網漁業	6月1日から 8月31日まで							
	同	ちか・たなご小型定置網漁業	1月1日から 8月31日まで							
	同	はたはた小型定置網漁業	11月1日から 翌年 1月31日まで							
	同	ます・ほっけ・かれい・いわし小型定置網漁業	1月1日から 8月31日まで							
	同	ほっけ・かれい底建網漁業	} 1月1日から 12月31日まで							
	同	すけとうだら底建網漁業								
	同	はもどう漁業		5月1日から 12月31日まで						
	第3種共同漁業	ちか地びき網漁業	6月1日から 翌年 2月末日まで							
渡海共第10号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	} 1月1日から 12月31日まで	} 砂原町地先	}	砂原町				
	同	ちか・きゅうりうお刺し網漁業								
	同	ながずか刺し網漁業	} 3月1日から 6月30日まで							
	同	にしん刺し網漁業								
	同	はたはた刺し網漁業	5月1日から 翌年 1月31日まで							
	同	ほっけ・めばる・さば刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで							
	同	いかなご小型定置網漁業	6月1日から 9月15日まで							
	同	ます・ほっけ・かれい・いわし小型定置網漁業	} 1月1日から 12月31日まで							
	同	ほっけ・かれい底建網漁業								
	同	すけとうだら底建網漁業								
	同	はもどう漁業	5月1日から 12月31日まで							
		第3種共同漁業	ちか地びき網漁業				6月1日から 翌年 2月末日まで			

北海道告示第1188号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 室蘭市本輪西町2丁目1の1・162の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3、4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
本輪西町2丁目1の1・3・4・162の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1189号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1190号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 旭川水芝会
- 2 事業の種類 軽費老人ホーム(ケアハウス)サンライズ施設整備事業(以下「本件事業」という。)
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 旭川市永山町10丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 本件事業の施行により得られる利益
高齢化が進んでおり、介護認定外の高齢者世帯や独居高齢者においては健康面や日常生活での不安を持つ者が少なくない。日常生活に不安のある高齢者を低額な料金で入所させ、給食の提供その他必要なサービスを提供する本件事業(定員50名)は、これらの高齢者の状況を大きく改善し、地域の福祉向上に大きく寄与するものであることから、本件事業により得られる公共の利益は大きいと認められる。
 - イ 本件事業の施行により失われる利益
本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因す

る周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、2候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、旭川市の高齢者保健福祉計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲はケアハウスの建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)まで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する 旭川市役所
図面の縦覧場所

北海道告示第1191号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月5日から10月17日まで
(3) 作業地域 剣淵町
- 2(1) 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年6月5日から10月21日まで
(3) 作業地域 名寄市

北海道告示第1192号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（道路台帳整備）
2 作業期間 平成15年6月6日から9月18日まで
3 作業地域 豊富町

北海道告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道	2 路線名	南黄金長和線	3 道路の区域	区	間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
				伊達市館山下町61番3地先から	16.50m	から			
				伊達市長和町149番15地先まで	44.00m	まで		1,065.19m	—
				伊達市長和町248番8地先から	17.50m	から			
				伊達市長和町253番4地先まで	33.34m	まで		402.56m	—

北海道告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
俣落西5条線	標津郡中標津町字俣落1275番1地先から 標津郡中標津町字中標津1255番1地先まで	前	15.53mから 22.79mまで	555.44m	—	北海道釧路土木現業所
		後	15.53mから 22.79mまで	555.44m	—	
		後	19.00mから 47.20mまで	553.50m	—	
		前	18.00mから 30.00mまで	1,176.74m	一般国道272号における 11.00mの間 道道中標津標茶線における 19.27mの間	
新篠津金沢線	石狩郡新篠津村4815番1地先から 石狩郡新篠津村4338番3地先まで	前	18.18mから 18.18mまで	553.45m	—	北海道札幌土木現業所
		後	21.06mから 30.70mまで	553.45m	—	
美馬牛神楽線	上川郡美瑛町字ルベシベ8585番1地先から 上川郡美瑛町字ルベシベ6949番1地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	150.00m	—	北海道旭川土木現業所
		前	20.00mから 30.00mまで	145.00m	—	
		前	11.52mから 76.00mまで	1,900.00m	—	
		後	10.90mから 10.90mまで	150.00m	—	
遠軽芭露線	上川郡美瑛町字瑠辺薬1687番2地先から 上川郡美瑛町字ルベシベ6949番1地先まで	後	20.00mから 30.00mまで	145.00m	—	北海道網走土木現業所
		後	10.91mから 76.00mまで	7,350.00m	道道芦別美瑛線における 14.00mの間	
遠軽芭露線	紋別郡遠軽町字向遠軽277番地先から 紋別郡遠軽町字向遠軽278番1地先まで	前	16.50mから 26.50mまで	241.00m	—	北海道網走土木現業所
		後	16.50mから 37.50mまで	241.00m	—	

北海道告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
伊達紋別停車場線	伊達市網代町16番2地先から 伊達市鹿島町32番2地先まで	前	16.00mから 37.18mまで	200.00m	—	北海道室蘭土木現業所
		後	16.00mから 59.60mまで	200.00m	—	
平取静内線	新冠郡新冠町字岩清水43番1地先から 新冠郡新冠町字若園190番1地先まで	前	34.63mから 59.03mまで	200.00m	—	同
		後	34.63mから 70.63mまで	200.00m	—	
月形厚田線	厚田郡厚田村大字厚田村359番1地先から 厚田郡厚田村大字厚田村158番3地先まで	前	17.00mから 32.00mまで	200.00m	—	北海道札幌土木現業所
		後	17.00mから 46.00mまで	200.00m	—	

北海道告示第1196号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 都市計画事業の種類及び名称 砂川都市計画道路事業（3・4・19号 東2線南4号通）
- (2) 施行者の名称 北海道
- (3) 事務所の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所及び名称
- (4) 事業地の所在 収用部分 砂川市吉野2条南5丁目、南6丁目、南7丁目及び南8丁目地内
- 2(1) 都市計画事業の種類及び名称 南幌都市計画道路事業（3・4・7号 青葉通及び3・4・3号本通）
- (2) 施行者の名称 北海道

- (3) 事務所の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所及び名称

- (4) 事業地の所在 収用部分 北海道空知郡南幌町緑町1丁目、2丁目並びに東町3丁目及び4丁目地内

北海道告示第1197号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・311号 柏木通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 及び名称 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所

4 事業地の所在
収用部分 登別市柏木町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目地内

北海道告示第1198号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道網走土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・4・44号 相内北通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地及び名称 網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所
- 4 事業地の所在
収用部分 北見市相内町地内

北海道告示第1199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 音更町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画下水道事業（音更公共下水道）
- 3 事業計画
 - (1) 事業地
 - (ア) 収用部分 変更なし
 - (イ) 使用部分 昭和49年北海道告示第3934号、昭和53年北海道告示第20号、昭和55年北海道告示第630号、昭和57年北海道告示第1575号、昭和59年北海道告示第278号、昭和63年北海道告示第1505号、平成3年北海道告示第667号、平成5年北海道告示第834号、平成7年北海道告示第1344号、平成9年北海道告示第1442号、平成10年北海道告示第1400号及び平成12年北海道告示第1196号の事業地に音更町緑陽台南区、木野西通13丁目及び木野西通14丁目を加え、木野西通15丁目におい

て事業地を変更する。

(2) 事業施行期間 昭和49年12月24日から平成23年3月31日まで

北海道告示第1200号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年7月4日

北海道知事 高橋 はるみ

農政部所管の事項中第52項を削り、第53項から第58項までを1項ずつ繰り上げ、同事項中第59項を削り、第60項から第74項までを2項ずつ繰り上げ、第75項を削り、同事項第76項中「支庁長」を「同」に改め、同項を同事項第73項とし、同事項第77項から第100項までを3項ずつ繰り上げ、同事項に次の2項を加える。

- 98 トレーサビリティシステム導入促進事業（システム条件整備 同
事業に限る。全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する事業を除く。）
- 99 国営造成水利施設保全対策事業 同

支 庁 告 示

北海道胆振支庁告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、虻田町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年7月4日

北海道胆振支庁長 野村 昌信

- 1 指 定 番 号 胆建指第15 - 1号
- 2 指 定 年 月 日 平成15年6月17日
- 3 道 路 の 位 置 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町124番1のうち
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 23.10m
- 6 申請者の住所及び氏名 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町71番地
株式会社越後屋デパート 代表取締役 越後 進

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月4日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

自動炭酸ガス細胞培養装置 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年8月13日（水）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入 札 日 時 平成15年7月15日（火）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年7月14日（月）

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道旭川土木現業所告示

北海道旭川土木現業所告示第2号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成15年7月4日

北海道旭川土木現業所長 田 島 正 則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 道道旭川多度志線 道路改良（湯内トンネル）工事
工 事 概 要 延長 L = 1,930m
車道幅員 W = 9.5m

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結の翌日から平成20年3月28日まで

(4) 履 行 場 所 北海道旭川市江丹別町嵐山～深川市字湯内

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する一般土木工事の資格を有すること。

(2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(4) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,020点以上であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去10年間（平成5年度以降）に、NATM工法による内空断面45平方メートル以上、延長700メートル以上、かつ、吹付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)から(3)まで、アの(ア)から(エ)まで及び(カ)の要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成員の数は、2社又は3社であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年7月4日（金）から14日（月）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁合同庁舎3階 北海道旭川土木現業所入札室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8613 北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課）

(2) 入札日時 平成15年8月8日(金)午前10時(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第

372号)第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無
無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151号第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 予定価格等

(1) 予定価格 6,059,193,000円(消費税等を含む。)

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格
設定している。

(3) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

(4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。

(5) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合は、入札を中止する。

12 その他

(1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4121

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

A . Subject matter of the contract : Construction works of Hokkaido road Asahikawa

Tadosi Route Roadreformation (Yunai-tunnel) Works (Length) 1,930m

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., August 8, 2003

C . Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General

Affairs Department Asahikawa District Public Works Management Office:6-19-1-1

Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan

Phone : 0166-46-5111 Extension 4121

道立衛生学院告示

北海道立衛生学院告示第9号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年7月4日

北海道立衛生学院長 小山 隆 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア オシロスコープ 2台

イ 原子吸光分光光度計 一式

ウ 大型滑走式マイクローム 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成15年9月10日(水)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者のうち、医療機器(中分類20)又は理化学機器・計測機器及び資材(中分類31)のいずれかの資格を有すること。

(2) 道が行なう指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 札幌市内及び隣接する市町村に本店又は支店(営業所)を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南2条15丁目 北海道立衛生学院大会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年7月23日(水)午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年7月18日(金)午後5時

(2) 提出場所 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院総務課

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立衛生学院総務課
イ 所在地 郵便番号 060 - 0062 札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291 内線 222・223

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成15年2月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	愛誠会	札幌市東区北23条東15丁目5-25		大崎誠子	三澤繁実	事務局
同	秋山こうじ六華後援会	同 中央区南1条西5丁目8番地	愛生館ビル302号	中川謙	中川謙	同
同	あなたが北みらい	同 北11条西14丁目1-75		吉原弘行	滝沢信夫	同
同	磯田憲一と歩む会	同		磯田憲一	同	同
同	磯田憲一連合後援会	同		吉原弘行	縄野一男	同
同	上田文雄連合後援会	同 北2条西2丁目41番地	セコム損保札幌ビル5階	山本廣和	伊藤正義	同
同	岡部セツ後援会	同 豊平区美園3条8丁目2-8		田中律守	国田芳信	同
同	酒井芳秀と北海道を元気にする会	同 中央区南7条西2丁目2	くぼたビル1階	日向寺正幸	平村将	同
同	「札幌を元気に！市民会議」	同 南1条西5丁目8番地	愛生館ビル301号	梶原滋朗	梶原滋朗	同
同	佐藤あきお北海道後援会	同 北5条西6丁目1番23号	第2道通ビル605号	吉田義忠	中川寛教	同
同	食と農、地域（提携）、磯田勝手連	同 手稲区稲穂3条5丁目1-26	(有)花泉商店内	相馬暁	神慶興	同
同	市民自治を創るさっぽろ市民の会	同 豊平区豊平4条7丁目3番15号		山口たか	柏崎恵子	同
同	ネットワーク札幌	同 中央区南2条東1丁目1番12号	フラーテ札幌514号室	佐藤一博	掛端喜一郎	同
同	北海道グランドチャレンジ	同 白石区栄通20丁目2番5号		江口昇安	板垣俊夫	同
同	北海道主義・道民ネットワーク	同 中央区北4条西7丁目	緑苑第2ビル203号	岩崎充男	川上忠文	同
同	北海道を愛するみんなの会	同 北4条西4丁目	ニュー札幌ビル8F	金井英明	宮田昌和	同
同	みんなでサッポロ	同 北1条西5丁目	北一条ビル8F	名塩良一郎	三上勇津	同
同	みんなでサッポロの会	同		同	同	同

否	みんなで作る札幌・市民の会	札幌市中央区北2条西2丁目41番地 セコム損保札幌ビル5階	川村喜芳	塩田力	事務局
同	山口たかと市民自治を創る会	同 豊平区豊平4条7丁目3番15号	山本嶺雄	柏崎恵子	同
同	いそだ憲一江別後援会	江別市大麻高町29-3	坂本与一	稲垣良平	石狩支所
同	いながき良平後援会	同	同	稲垣道子	同
同	市川文雅と情報公開を進める会	千歳市北斗3丁目16-14	市川文雅	市川あゆみ	同
同	伊藤まさのぶ後援会	恵庭市島松本町3丁目3-6	佐々木義雄	木村實雄	同
同	恵本たけとし後援会	同 文京町1丁目8番8号	坂野政治	野原武雄	同
同	中川まさのり後援会	北広島市大曲南ヶ丘2丁目1-10 つば八3F	田畑貞夫	畑野克明	同
同	漢成夫後援会	江別市大麻中町2-11	森清	滋野妙子	同
同	日本商工連盟石狩地区連盟	石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会館内	酒井敏一	松下芳嗣	同
同	本宮輝久後援会	千歳市真々地1丁目7番15号	杉森一身	野口俊光	同
同	中村良實後援会	茅部郡森町字鳥崎町65番地	中村良實	新井田清一	渡島支所
同	尾田孝人後援会	檜山郡上ノ国町字桂岡25番地	倉谷清正	笹浪竹志	檜山支所
同	加藤三明後援会	瀬棚郡今金町字種川29番地の5	上村秀雄	水野吉郎	同
同	川上絹子後援会	同 字豊田127	川上鉄蔵	川上等	同
同	木村秀喜後援会	檜山郡厚沢部町字富里19-1	木村敏彦	松橋保美	同
同	澤田孝一後援会	同 新町5-4	滝野沢信子	山館貢	同
同	渋田正己後援会	同 新町93-3	渋田正己	伊勢浩	同
同	ふじかわ治喜後援会	瀬棚郡今金町字今金359番地117	稲垣訓正	谷垣洋子	同
同	細畑利治後援会	檜山郡厚沢部町館町5番地 (有細畑林業内)	佐藤正美	細畑利久	同
同	丸谷誠一後援会	爾志郡乙部町字花磯136-1	麓義雄	丸谷孝臣	同
同	村本照光後援会	瀬棚郡今金町字田代301番地	須藤光政	平原信男	同
同	渡辺二郎後援会	同 字種川1060番地の1	上田富男	岸泉	同
同	いのまた裕之羊蹄山後援会	虻田郡倶知安町北1条西2丁目	田中勇	斎藤政勝	後志支所
同	鈴木よしゆき後援会	同 字扶桑64番地	東本和敏	滝沢正史	同
同	船場英雄後援会	同 京極町字川西192-8	船場英雄	有馬竜太	同
同	山口たもつ後援会	小樽市稲穂1丁目6番2号	小川原格	佐々木一夫	同
同	山田まさとし後援会	同 オタモイ1丁目8番1号	藤田守	山田英勝	同
同	いがらし聡後援会	美唄市茶志内町3区榎本2	大角正明	伊藤久雄	空知支所
同	池田かつとし後援会	芦別市新城町747番地	矢口登司夫	池田則子	同
同	板坂光正後援会	空知郡奈井江町字チャシュナイ1037番地22	太田次郎	脇山美枝子	同
同	いながき国雄後援会	同 字茶志内2199-55	菅原與一	加藤由松	同
同	井村いさお後援会	夕張郡由仁町東栄174番地4	小山内正憲	川上晃	同
同	岩見沢U I会	岩見沢市北4条西15丁目3の7	岡崎貞範	岡崎清子	同
同	太田博之後援会	同 6条西3丁目 ビジューオオタ内	太田博之	渋木俊政	同

否	岡崎正美後援会	歌志内市字神威277 - 8	小路悦郎	岡崎教子	空知支所
同	おとも寛光後援会	空知郡栗沢町本町143番地	北誠	中山隆雄	同
同	かわい清秀と21世紀の道政を創る会	岩見沢市4条西5丁目1 - 3	佐々木茂一	村上薫	同
同	川本政芳後援会	美唄市進徳3区	土屋勝重	矢作憲一	同
同	ぎそう淳一後援会	三笠市高美町444番地	寺沢政五郎	儀惣敏夫	同
同	後藤健二後援会	夕張市南清水沢3丁目3 - 33	長岩勝雄	照井正之	同
同	後藤健二とかたり歩む会	同	後藤健二	同	同
同	下山則義後援会	歌志内市字文珠199番地14	下山邦雄	下山喜美	同
同	白木ゆうじ後援会	美唄市西美唄町富樫1区	小野照吉	工藤修一	同
同	鈴木一男後援会	空知郡奈井江町字茶志内1650番地208	仲丸茂廣	岩口一	同
同	滝勝美後援会	芦別市上芦別町38	中内茂喜	伊藤昇	同
同	田中敏男後援会	滝川市緑町6丁目4番42号	齊藤稔	山本勝	同
同	棚田繁雄栗山後援会	夕張郡栗山町中央3丁目12番地	大塚清康	岡山典弘	同
同	たなだ繁雄南幌後援会	空知郡南幌町西町1丁目7番8号	鈴木與四遠	川西哲彦	同
同	同 由仁町後援会	夕張郡由仁町東栄78	後藤篤人	石川孝夫	同
同	田森よしかを応援し隊	芦別市北1条西1丁目13番地	山口啓一	端剛	同
同	橋本じゅんじ後援会	岩見沢市幌向南3条3丁目302番地55	橋本順二	縣武春	同
同	林国夫開発後援会	美唄市開発町南	林国夫	斉藤正則	同
同	同 上美唄開拓後援会	同	同	佐藤辰美	同
同	同 後援会	同	同	菅健一	同
同	同 後援会	同	同	新谷勝彦	同
同	日沼昇光後援会	芦別市西芦別町1番地	日沼昇光	田中由夫	同
同	平沢豊勝後援会	樺戸郡新十津川町字大和29 - 43	斎藤俊夫	島宗広吉	同
同	ふくしょう計夫後援会	美唄市東3条北1丁目1 - 22	滝田正	福庄計夫	同
同	本間秀正後援会	空知郡南幌町南16線西4番地	本間秀正	野村孝一	同
同	三上ひろひさ後援会	滝川市東町6丁目5 - 26	三上裕久	更谷忠春	同
同	みなみ達雄後援会	空知郡栗沢町字由良271番地	南達雄	浜和博	同
同	宮下芳友後援会	夕張郡由仁町古川724番地	西村弘	高尾和幸	同
同	森たかしと未来の会	赤平市本町2丁目2番地	若林弘基	若林弘基	同
同	森岡新二後援会	空知郡奈井江町字奈井江町32番地	森岡新二	上村哲之	同
同	吉浦やす子後援会	砂川市西1条北4丁目1 - 28	吉浦やす子	白石智恵子	同
同	吉田弘幸後援会	夕張郡由仁町北栄29番地	佐々木猛士	阿部克門	同
同	旭川街づくりの会	旭川市永山2条2丁目3番16号	塩尻伸司	塩尻曜子	上川支所
同	石上郁後援会	上川郡東川町東7号北10番地	菊地正晃	水口勇	同
同	上田勉後援会	富良野市新富町3番38号 北川敦彦方	上田勉	北川敦彦	同

否	大河内英明後援会	旭川市忠和4条8丁目7-11	石崎 明	津久井 英 夫	上川支所
同	岡野孝則後援会	富良野市南扇山1	吉田 薫	井上 富 夫	同
同	小林摩妃後援会	同 字北大沼の1	水間 春 恵	小林 徳 男	同
同	近藤よしのり後援会	上川郡鷹栖町11線8号	広瀬 清 純	熊本 良 一	同
同	さいとう正後援会	同 美瑛町藤野中央	石黒 博	坂上 善 久	同
同	嵯城和夫後援会	同 南町2丁目3番37号	高橋 良	小林 茂 夫	同
同	高橋伸典を育てる会後援会	名寄市西14条南11丁目88番地28 高橋伸典方	熊谷 茂美夫	永田 幸 博	同
同	谷千代栄君と歩む会	上川郡東川町西7号北36番地	林 次 男	河村 勤	同
同	鶴間松彦後援会	同 西町1丁目1番10号	太田 博	室岡 敏 雄	同
同	中川あきお後援会	旭川市神居町雨紛129番地	中川 明 雄	浅田 利 彦	同
同	中村のりゆき後援会	同 4区3条2丁目4-12	中村 徳 幸	高橋 留五郎	同
同	中村ゆきえ後援会	上川郡美瑛町字赤羽	中村 基一郎	中村 広一郎	同
同	なりさわ明良後援会	同 丸山2丁目4番12号	成澤 明 良	成澤 竹 枝	同
同	のと芳昭後援会	富良野市東町20番10号	佐々木 幸 男	小野寺 慶 晃	同
同	浜辺啓後援会	上川郡東川町南町1丁目1番7号	浜辺 啓	渡辺 恭 延	同
同	原ひろし後援会	同 西町3丁目17番地2号	原 博	熊谷 裕 之	同
同	東川元気な町づくりの会	同 西2号北2番地	青木 哲 也	樽井 功	同
同	福居秀雄後援会	旭川市8条通18丁目右10号	黒川 吾 基	佐々木 彰 宏	同
同	藤沢孝夫後援会	上川郡鷹栖町11線7号 藤沢宅	山本 清 文	松平 満 弘	同
同	ふじわら啓子後援会	同 東川町西町3丁目10-12	藤原 啓 子	藤原 順太郎	同
同	ふる郷の村や谷を守る市民の会	旭川市永山2条15丁目 フラワービル3F	村谷 守	山下 博	同
同	松岡イチロー後援会	上川郡東川町西2号北2番地	青木 哲 也	稲井 孝 子	同
同	民主教育を守る政治連盟	旭川市忠和3条5丁目	大河内 英 明	伊藤 日出夫	同
同	村谷守後援会	同 永山2条15丁目 フラワービル3F	村谷 守	山下 博	同
同	山城えりこ後援会	同 7条通21丁目1972番地2	林田 哲 夫	関崎 一 夫	同
同	山本克己後援会	富良野市字山部4町内 中村借家	入交 政 義	山本 サチ子	同
同	山家けいじ後援会	上川郡美瑛町中町1丁目5番	山家 慶 治	山家 美 江	同
同	渡辺みどり後援会	旭川市永山1条19丁目	高畑 勝 彦	渡辺 佳 則	同
同	青木幸隆後援会	苫前郡苫前町字古丹別174-78	花輪 瑛 一	青木 国 茂	留萌支所
同	貝森一美後援会	増毛郡増毛町阿分30番地 田中正方	田中 正	伊藤 静 男	同
同	小林一之後援会	天塩郡遠別町字久光1018番地	大隅 武 男	熊田 正 之	同
同	佐々木光正後援会	同 字本町3丁目77番地	秋元 進	佐々木 芳 子	同
同	しょうじ孝一郎とあゆむ会	留萌郡小平町字小平町350番地の1	加野島 勲	佐々木 喜代松	同
同	すがわら千鶴子とはばたく会	留萌市本町3丁目8番地の2	菅原 千鶴子	松沢 真太郎	同
同	滝田たかし後援会	天塩郡遠別町字歌越51番地の2	細谷 昌 光	北川 隆 良	同

否	西埜克明後援会	留萌郡小平町字小平町347番地の1	永井 繁	浅川 喜太男	留萌支所
同	星井たかお後援会	天塩郡遠別町字本町2丁目91番地	渡辺 靖宏	斉藤 功	同
同	松本しゅうじと未来の留萌を育む会	留萌市千鳥町4丁目114番	松本 衆司	松本 真由美	同
同	村山ゆかりと元気な留萌を呼ぶ会	同 開運町3丁目6-14	飯沢 秀子	奥村 明子	同
同	山内裕後援会	留萌郡小平町字鬼鹿港町3区	井上 清一	角谷 昇	同
同	山本展男後援会	天塩郡遠別町字幸和18番地1	浅田 薫	山本 政展	同
同	えらた将後援会	枝幸郡浜頓別町日の出1丁目	恵良田 将	朝日 教徳	宗谷支所
同	上出悦照後援会	稚内市大黒3丁目4-2	牧野 武太郎	栗原 栄治	同
同	工藤章後援会	枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町442-2	小林 十二	大友 正雄	同
同	工藤栄光後援会	天塩郡豊富町大通1丁目	北崎 逸夫	鈴木 講二	同
同	須藤武保と明るい猿払村を創る会	宗谷郡猿払村浜鬼志別990-5	須藤 武保	須藤 久子	同
同	武部勤宗谷管内連合後援会	稚内市港1丁目4番2号 自由会館内	井須 孝誠	山口 義昭	同
同	田代茂後援会	同 大黒3丁目5番8号	佐藤 孝策	鈴木 昭男	同
同	三宮正人後援会	同 はまなす2丁目4番26号	出口 昭仁	井上 三知	同
同	あべみきお後援会	斜里郡斜里町字以久科北82番地	樽見 信吉	菊池 久雄	網走支所
同	阿部美喜男と歩む会	同	阿部 美喜男	阿部 寛子	同
同	伊藤徳三郎後援会	北見市川東384-1	武田 一男	林 勇一	同
同	伊藤正範後援会	網走市潮見11丁目11-1	米村 喜和	曾我 博己	同
同	小川清人後援会	北見市美山町4番地177	扇谷 國男	遠藤 勝幸	同
同	神田和夫後援会	斜里郡斜里町本町32番地	神田 和夫	神田 昌子	同
同	小林勲後援会	網走郡美幌町字端治172番地の4	久保 昌俊	田中 義満	同
同	白川久隆後援会	北見市若葉2丁目1番7号	斉藤 孝司	丹羽 啓司	同
同	すがの勝美後援会	同 川東348番地14	沼田 明治	斉藤 豊蔵	同
同	すがの勝美と連帯する会	同	菅野 勝美	同	同
同	高畑よしあき後援会	同 三輪611-14	島崎 由夫	井上 裕昭	同
同	田中福一後援会	同 西富町1丁目120-4	田中 福一	村山 要	同
同	谷井貞夫後援会	同 北4条西3丁目3	一原 一男	一原 一男	同
同	千葉弘美後援会	同 東陵町57-12	松田 英以子	森谷 久美子	同
同	千葉弘美と一票を考える会	同	千葉 弘美	同	同
同	ながしま宏明後援会	紋別郡遠軽町大通り南1丁目	長嶋 宏明	国安 桂市	同
同	長瀬順一励ます会	常呂郡留辺蘂町字瑞穂31	黒瀬 重雄	村上 暁民	同
同	日本共産党くまがい裕後援会	北見市常盤町1丁目4-11	熊谷 裕	大橋 和子	同
同	はざま一寿と共に歩む会	紋別郡興部町秋里563-1	碓 一寿	高山 照夫	同
同	橋本博之後援会	網走郡美幌町福住476番地	橋本 博之	風間 昇	同
同	肥田義隆後援会	同 字三橋南28番地の1	安藤 勝美	渡辺 英吾	同

否	まきもり正敏後援会	北見市春光町4丁目8番16号	榎 森 正 敏	西 増 勲	網走支所
同	宮川隆昌後援会	網走市北5条西2丁目3番地	山 内 郁 夫	吉 田 通 美	同
同	青山たけし後援会	室蘭市高砂町4丁目31-8-406	青 山 剛	加 藤 勇	胆振支所
同	荒井浩一後援会	白老郡白老町字萩野339-140	栗 本 幸 生	工 藤 信 子	同
同	胆振経済フォーラム	同 大町2丁目1-27	田 村 龍 治	神 田 征 孝	同
同	植村秋光後援会	虻田郡虻田町字高砂町37	横 田 和 美	加 藤 利 一	同
同	大淵紀夫後援会	白老郡白老町竹浦201-24	嶋 田 弘	宮 沢 武 志	同
同	おおや和一後援会	勇払郡早来町字遠浅458の1	西 川 勲	上 川 一 市	同
同	木村のぶひろチャレンジ会	伊達市梅本町39 弘信ビル2F	木 村 信 廣	菅 裕 一	同
同	くにもと一夫後援会	同 山下町92番地	松 枝 和 男	五十嵐 啓	同
同	小久保重孝と共に北海道の未来を考える会	同 舟岡町32-32	小久保 重孝	吉 居 大 輔	同
同	小西秀延後援会	白老郡白老町大町3-2-44	小 西 渚	荻 田 賢 一	同
同	斎藤ゆきのぶ後援会	同 東町2-4-41	木 元 倫 雄	木 元 友 恵	同
同	嵯峨立弥後援会	虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町71	佐久間 晴 芳	嵯 峨 カズ子	同
同	篠原一寿後援会	伊達市北黄金町93番地	佐 藤 昭 一	藤 浪 昌 人	同
同	高橋とおる後援会	同 南黄金町110-11	小浦方 宮 吉	高 橋 正 次	同
同	玉井昭一後援会	白老郡白老町字石山7-53	高 橋 和 紀	玉 井 つや子	同
同	土屋かづよ後援会	同 字虎杖浜421	土 屋 喜美子	加 藤 二 葉	同
同	寺島とおる後援会	伊達市網代町4番地	坂 守 昭	阿 部 三紀夫	同
同	天神林美彦後援会	登別市新生町4丁目10-1	天神林 美 彦	大 畑 秀 一	同
同	西田ゆうこ後援会	白老郡白老町本町1-2-2	西 田 祐 子	谷 津 悦 子	同
同	納口せんのすけ後援会	勇払郡早来町字安平90番地	納 口 専納助	納 口 ト ミ	同
同	藤本のり子と未来を創る会	室蘭市中央町1丁目2-19	藤 本 紀 子	富 盛 保 枝	同
同	松尾昭善後援会	同 本町1-4-6	松 尾 昭 善	松 尾 加甫子	同
同	森田正司後援会	勇払郡厚真町字宇隆510-8	石 橋 敬 一	小笠原 健 治	同
同	吉田正利後援会	白老郡白老町字虎杖浜169	藤 原 善 治	本 間 慎 策	同
同	吉村俊幸と歩む会	伊達市有珠町10-9	秋 田 豊 作	菊 地 茂 雄	同
同	愛する日高をもっと元気にする会	静内郡静内町青柳町1-1-1	藤 沢 澄 雄	中 村 財 治	日高支所
同	井上理人後援会	浦河郡浦河町向が丘西1-539-146	井 上 理 人	深 澤 未 治	同
同	おぎの節子後援会	同 東町うしお1-4-2	古 市 昂 平	佐 藤 静 子	同
同	神谷ひろし後援会	静内郡静内町字田原607-1	霜 澤 勝 博	原 弘 之	同
同	佐々木節哉後援会	沙流郡門別町字緑町92-5	小屋畑 和 久	外 館 孝 一	同
同	志田力後援会	三石郡三石町字旭町18	三 浦 昭 雄	蹴 揚 将 民	同
同	すずぎ実後援会	浦河郡浦河町堺町東3-3-23	堀 田 秀 作	片 岡 桐 郎	同
同	堤俊昭後援会	新冠郡新冠町字朝日83-4	高 瀬 良 樹	村 上 博 之	同

否	出口猛昭後援会	沙流郡門別町字賀張172 - 3	中川重光	五十嵐良雄	日高支所
同	道鎮忠晴後援会	同 富川東5 - 20 - 10	丸山正明	道鎮和子	同
同	西川の会	静内郡静内町字西川271	船越英治	野表篤夫	同
同	広木英明後援会	沙流郡門別町富川東4 - 2 - 5	中島敏雄	佐竹寛	同
同	藤沢すみお後援会	静内郡静内町青柳町1 - 1 - 1	大滝裕	中村財治	同
同	ふなこし英治後援会	同 字西川271	下村繁正	野表篤夫	同
同	松平恭司後援会	沙流郡門別町字豊郷652 - 1	石原幸男	寅尾正一	同
同	あべ紀勝後援会	河東郡音更町中鈴蘭北6丁目5番地	我妻政美	阿部韶子	十勝支所
同	井脇昌美後援会	足寄郡足寄町南6条7丁目27番地	家常雅弘	金子邦夫	同
同	岩間裕信後援会	河西郡芽室町新朝日4番地1	梅木一	三浦光也	同
同	大竹口たけみつ後援会	帯広市西14条南36丁目1番16号	大竹口武光	大竹口奈帆子	同
同	小野寺秀後援会	同 西4条南14丁目4番地2 カノウビル3階	浅井昇次	深澤知博	同
同	帯広の未来を担う会	帯広市西8条南34丁目34 - 5	山崎泉	佐藤守正	同
同	菊地幸子後援会	河西郡芽室町東2条南7丁目2 - 2	平井徳雄	菊地均	同
同	北口たかし後援会	帯広市大正本町本通5丁目13番地	山田昭義	橋本賢次	同
同	くばたまのるを育てる会	同 西9条南9丁目1	佐藤秀磨	中川正司	同
同	熊木たかし後援会	同 西7条北3丁目11番地	熊木喬	小野寺一彦	同
同	塩田調一後援会	河東郡音更町大通8丁目4番地	柳谷誠	塩田順子	同
同	清水拓也後援会	帯広市西4条南26丁目10 - 3	武田瑛一	右谷昌彦	同
同	末谷進一後援会	同 西23条南1丁目129 - 16	山田広子	米山茂	同
同	たかみち洋子後援会	足寄郡足寄町南5条4丁目2番	高道洋子	佐藤君子	同
同	富井司郎後援会	帯広市緑ヶ丘8丁目1番地5	高垣正男	富井保代	同
同	中野としかつ後援会	中川郡幕別町札内あかしや町59番地37	中野敏勝	中野美栄子	同
同	ひさの由美後援会	河東郡音更町東通15丁目1 - 3	久野由美	久野寿雄	同
同	北海道政策研究会	帯広市東9条南4丁目1	遠藤勝光	神垣成英	同
同	山崎泉後援会	同 西8条南34丁目	増田武男	今泉好晴	同
同	吉田敏男後援会	足寄郡足寄町芽登476	方川春美	吉田佳世子	同
政	党 自由民主党北海道釧路市第三支部	釧路市若松町6番23号	小畑保則	大山祥司	釧路支所
否	さざい周二後援会	厚岸郡厚岸町字白浜町30番地8	志田敏雄	竹中喜之	同
同	佐藤英雄後援会	阿寒郡阿寒町北町3丁目4 - 1	長村豊司	小池輝夫	同
同	そがべ元親後援会	同 仲町1 - 3 - 5	曾根信幸	中井弘美	同
同	たけだとしお後援会	厚岸郡厚岸町太田3の通り36番地	竹田敏夫	田名部直行	同
同	成田よしお後援会	同 浜中町浜中桜北62番地	成田良雄	山村政實	同
同	本城ひろし後援会	白糠郡音別町中園2丁目49番地	佐藤和男	高橋昭司	同
同	宮本一孝後援会	同 白糠町西1条南1丁目2番地58	宮本一孝	宮本式子	同

否	谷川博孝後援会	野付郡別海町上春別緑町34番地	谷川博孝	林満	根室支所
同	松原政勝後援会	同 本別海1番地の95 別海漁業協同組合内	渡邊静次	福原義親	同

北海道選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成15年2月分)

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道札幌市豊平区第五支部	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区平岸2条9丁目2-1 マインコーポ平岸102	札幌市豊平区平岸3条9丁目10番7号 三宝ビル	事務局
同 自治振興支部	会計責任者の氏名	南原一晴	川村喜芳	同
磯田憲一後援会	政治団体の名称	磯田憲一後援会	磯田憲一連合後援会	同
久世きみたか北海道後援会	会計責任者の氏名	南原一晴	川村喜芳	同
近藤和雄連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区平岸2条9丁目2-1	札幌市豊平区平岸3条9丁目10-7	同
札幌翔武会	会計責任者の氏名	私市範子	船津英雄	同
日本商工連盟北海道連合会	代表者の氏名	西尾長光	伊藤義郎	同
みうら英三後援会	会計責任者の氏名	井窪淳	橋田市男	同
わくい国夫後援会	同	丹野智隆	本間富太郎	同
池端英昭サポーターの集い	政治団体の名称	池端英昭サポーターの集い	池端英昭後援会	石狩支所
臼杵英男後援会	同	臼杵英男後援会	獅子内臼杵英男後援会	同
内海英徳後援会	会計責任者の氏名	泉亭雅裕	近藤学	同
北広島尚志会	同	谷口哲也	都築睦弘	同
齊藤佐知子後援会	同	阿出川博	小林勝美	同
桜井まさのり後援会	代表者の氏名	相馬正七	山下傳	同
谷口哲也後援会	同	高井宗宏	上林重夫	同
同	会計責任者の氏名	同	都築睦弘	同
富田浩之後援会	同	川合秀之	井上右理	同
野沢ひろき友の会	主たる事務所の所在地	恵庭市島松東町3丁目5-12	恵庭市島松仲町2丁目7-7	同
同	会計責任者の氏名	牟田亮一	中村直藏	同
まつしま磯巳後援会	同	瀧澤祥子	松島文江	同
米田忠彦後援会	代表者の氏名	福田健二	沼山佐太郎	同
自由民主党恵山支部	同	松本勝彦	藤谷常作	渡島支所
海老澤順三連合後援会	会計責任者の氏名	斉藤陽一郎	斉藤進	同

木村直後援会	会計責任者の氏名	岩田容子	木村容子	渡島支所
小林敏夫後援会	主たる事務所の所在地	函館市豊川町7番26号	函館市海岸町22番5号 共栄運輸ビル4階	同
小林敏夫と港を考える会	同	同	同	同
函館医師連盟	代表者の氏名	山英昭	金井卓也	同
函館地方自動車整備政経懇話会	会計責任者の氏名	山田外洋	小田茂雄	同
吉田幸二後援会	主たる事務所の所在地	亀田郡大野町字市渡176	亀田郡大野町字市渡76	同
国沢いさお今金町後援会	同	瀬棚郡今金町字今金61番地の2	瀬棚郡今金町字今金76番地	檜山支所
同 北檜山町後援会	同	同 北檜山町字北檜山21番地	同 北檜山町字北檜山277	同
同	代表者の氏名	佐藤佑二	神野政美	同
同	会計責任者の氏名	前側進	小川国雄	同
丸谷誠一後援会	代表者の氏名	麓義雄	丸谷誠二	同
むらせ広後援会	同	沢口忠克	大越藤夫	同
自由民主党北海道小樽市第二支部	主たる事務所の所在地	小樽市花園2丁目5番2号 柏葉ビル2F	小樽市オタモイ1丁目8番1号	後志支所
池田隆一と歩む会	会計責任者の氏名	山本文雄	小岸照彦	同
池田隆一連合後援会	代表者の氏名	星野亮三	田村武	同
同	会計責任者の氏名	山本文雄	小岸照彦	同
勝政会	同	竹内恒之	鎌田力	同
さしなみ忠治後援会	代表者の氏名	三明景吾	工藤安弘	同
日本商工連盟小樽地区連盟	同	鎌田力	川合一成	同
同	会計責任者の氏名	平野大	大谷昭三	同
野呂栄後援会	代表者の氏名	前田重昌	戸島毅	同
同	会計責任者の氏名	野呂由香里	小鹿武男	同
はつらつ小樽をつくる市民の会	主たる事務所の所在地	小樽市稲穂2丁目22番8号 小樽駅前第1ビル4F	小樽市花園2-5-2 柏葉ビル2階	同
同	会計責任者の氏名	山本秀明	横尾広三	同
花岡ユリ子・北野義紀後援会	主たる事務所の所在地	小樽市錦町14番2号	小樽市長橋3丁目8番7号	同
同	代表者の氏名	岸不二雄	大森博之	同
同	会計責任者の氏名	奥山東吾	越後敏之	同
本間順司後援会	同	坂下勝章	斉藤正彦	同
山下としじ後援会	代表者の氏名	岩本守	西岡直一	同
同	会計責任者の氏名	水野佳昌	藤崎秀雄	同
山田かつまる後援会	主たる事務所の所在地	小樽市稲穂2丁目22番8号 小樽駅前第1ビル4F	小樽市花園2-5-1 柏葉ビル2階	同
同	代表者の氏名	鎌田力	川合一成	同
同	会計責任者の氏名	杉江俊太郎	芳川雅勝	同
自由民主党栗沢支部	主たる事務所の所在地	空知郡栗沢町本町62-2	空知郡栗沢町必成156	空知支所
新井政美後援会	同	岩見沢市志文町208番地50	岩見沢市ふじ町1条4丁目1-3	同

新井政美後援会	代表者の氏名	長山 進	平倉 徹	空知支所
同	会計責任者の氏名	西方 洋昭	高林 孝夫	同
安藤昭一後援会	同	中治 佳史	小黒 知洋	同
大下俊幸後援会	代表者の氏名	佐々木 弘	荒木 礼三	同
かわい清秀と21世紀の道政を創る会	同	河合 清秀	佐々木 茂一	同
小関かつのり後援会	政治団体の名称	小関かつのり後援会	小関かつのりと地域振興を進める会	同
古関充康後援会	代表者の氏名	岡本 清	新田 定幸	同
小林たかし後援会	主たる事務所の所在地	空知郡栗沢町字北斗694番地	空知郡栗沢町字北斗152	同
同	代表者の氏名	道下 敏彦	庵 松雄	同
同	会計責任者の氏名	上野山 進	朝日 捷男	同
柴田文男と滝川21世紀フォーラム	主たる事務所の所在地	滝川市大町2丁目5番	滝川市二の坂町東2丁目11番17号	同
同	代表者の氏名	湯沢 鉄雄	森 克也	同
同	会計責任者の氏名	後藤 義彦	高石 克典	同
砂川民社協会	同	中治 佳史	小黒 知洋	同
たかはし勝彦を支える住民の会	代表者の氏名	江藏 信義	高橋 健蔵	同
滝川商工連盟	同	猪股 栄三	岡田 外之	同
釣部勲砂川後援会	主たる事務所の所在地	砂川市西1条北12丁目1-28	砂川市西1条南5丁目1-10	同
同	代表者の氏名	増井 宗雄	南野 秀夫	同
同	会計責任者の氏名	高坂 登	永井 敬三	同
富沢敏道後援会	同	前田 透	藤本 宏一	同
西脇晃後援会	代表者の氏名	渋谷 悦朗	新居 英雄	同
原田としあき後援会	同	重栖 次夫	浜下 武三	同
同	会計責任者の氏名	芦野 年民	小野寺 武良	同
本田諭後援会	主たる事務所の所在地	夕張郡栗山町字杵臼274番地の1	夕張郡栗山町字杵臼1516番地	同
同	代表者の氏名	宮崎 勝義	篠田 忠一	同
同	会計責任者の氏名	中畑 誠	伊東 常春	同
森山務後援会	主たる事務所の所在地	空知郡奈井江町字奈井江162番地の4	空知郡奈井江町字奈井江152番地3	同
矢野裕司後援会	同	砂川市空知太東1条6丁目1番7号	砂川市空知太西3条4丁目2番8号	同
矢部正義後援会	代表者の氏名	上川 松夫	瀬部 雄二	同
山田英次後援会	同	菊地 一匡	吉住 隆夫	同
吉田博子後援会	主たる事務所の所在地	芦別市頼城町1番地東町6丁目 頼城団地7号	芦別市頼城町東町6丁目	同
同	会計責任者の氏名	多田 甚太郎	八木 卓治	同
自由民主党上川支部	代表者の氏名	伊藤 松治郎	武部 金作	上川支所
同 北海道旭川市第一支部	主たる事務所の所在地	旭川市2条通10丁目右2号	旭川市7条通15丁目右4号	同
大本たかゆき後援会	同	富良野市幸町7番25号	富良野市幸町2番20号	同

大本たかゆき後援会	代表者の氏名	長屋義文	大本三保子	上川支所
加藤礼一連合後援会	主たる事務所の所在地	旭川市2条通10丁目右2号	旭川市7条通15丁目右4仲	同
上川地区農協政治連盟	代表者の氏名	遠藤秀孝	二口清造	同
熊田庄一と朝日の森林を創る会	同	会田雪男	丸山耕一	同
同	会計責任者の氏名	成田裕美	谷内春江	同
斉藤だいすけ後援会	政治団体の名称	斉藤だいすけ後援会	さいとう大助後援会	同
菅原功一と旭川市民の会	主たる事務所の所在地	旭川市10条通9丁目 ヴェルデ109	旭川市5条通12丁目 山元ビル	同
新田健一後援会	同	上川郡鷹栖町11線9号 新田芳夫方	上川郡鷹栖町12線10号	同
同	代表者の氏名	国健治郎	助安誠二	同
福居秀雄後援会	主たる事務所の所在地	旭川市8条通18丁目左10号	旭川市8条通18丁目右10号	同
同	代表者の氏名	福居秀雄	黒川吾基	同
北海道石油政治連盟旭川地方支部	会計責任者の氏名	熊谷弘治	森田房子	同
北海道不動産政治連盟旭川支部	代表者の氏名	杉野好雄	上田益男	同
みんなで築く21市民の会	主たる事務所の所在地	旭川市10条通9丁目 ヴェルデ109	旭川市5条通12丁目 山元ビル2階	同
室井やすお後援会	同	同 常盤通3丁目1970番地 加藤ビル2階	同 常盤通3丁目1970番地 加藤ビル3階	同
安田よしまさ連合後援会	政治団体の名称	安田よしまさ連合後援会	安田よしまさ後援会	同
山田孝夫と明るい郷土を創る会	同	山田孝夫と明るい郷土を創る会	山田孝夫と明かるい郷土を創る会	同
同	代表者の氏名	守屋勝規	山田孝夫	同
同	会計責任者の氏名	石井寿美	中田登四吉	同
いしざき大輔後援会	主たる事務所の所在地	増毛郡増毛町港町46番地 やまか海洋漁業(株)内	増毛郡増毛町畠中町3丁目	留萌支所
梅沢文敏と歩む会	代表者の氏名	池田幸一	青山重信	同
工藤敏郎羽幌後援会	主たる事務所の所在地	苫前郡羽幌町南6条3丁目6番地の1	苫前郡羽幌町南3条2丁目 (株)八幡屋内	同
近藤明美と共に21世紀の留萌を創る会	同	留萌市大和田3丁目209	留萌市大和田1丁目47番地	同
せき次雄後援会	代表者の氏名	真嶋昭一	藤田貢	同
橋本修司後援会	同	青木博司	菅野忠	同
原田たけみ後援会	主たる事務所の所在地	留萌市花園町3丁目7-18	留萌市栄町1丁目65	同
同	代表者の氏名	室矢保文	吉尾雅晴	同
樋口たかし後援会	同	田中利彦	中尾克美	同
萌丈会	主たる事務所の所在地	留萌市花園町3丁目7-18	留萌市栄町1丁目65	同
蒔田光子後援会	代表者の氏名	前田晃	松谷吉男	同
同	会計責任者の氏名	駒村三義	前田晃	同
道重幸と元気な留萌を創る市民の会	代表者の氏名	青木俊雄	伊藤政行	同
村上ひとし後援会	同	村上均	中橋謙次	同
同	会計責任者の氏名	村上仁美	佐藤春雄	同
山本展男後援会	代表者の氏名	北川隆良	川尻政雄	同

山本展男後援会	会計責任者の氏名	山本政展	結城作治	留萌支所
自由民主党豊富支部	主たる事務所の所在地	天塩郡豊富町東1条2丁目 道北建設(株)内	天塩郡豊富町西1条12丁目 道北建設(株)内	宗谷支所
同 礼文支部	会計責任者の氏名	中村栄宏	旭 武	同
池田くにお後援会	主たる事務所の所在地	枝幸郡浜頓別町字宇曾丹	枝幸郡浜頓別町字浜頓別154番地	同
大野みつひろと歩む会	同	同 北1条1丁目22番地	同	同
同	会計責任者の氏名	山崎裕人	島村喜久夫	同
上出悦照後援会	主たる事務所の所在地	稚内市大黒3丁目7番12号	稚内市大黒3丁目4-2	同
鈴枝昭二後援会	同	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘2丁目106番地	枝幸郡浜頓別町字浜頓別154番地の1508	同
廣瀬忠雄後援会	同	同 大通2丁目	同 字浜頓別154番地	同
湯佐利夫枝幸後援会	同	同 枝幸町幸町241番地1 枝幸漁業内	同 枝幸町幸町57番地5 安田建設内	同
同	会計責任者の氏名	北崎光行	川口和行	同
同 仙法志後援会	代表者の氏名	川原理	茶谷正義	同
横田耕一後援会	主たる事務所の所在地	稚内市中央3丁目10番23号	稚内市大黒4丁目8番21号	同
井原久敏後援会	代表者の氏名	坂口博武	江田隆甫	網走支所
小川清人後援会	同	小川清人	扇谷國男	同
おくで宣勝後援会	主たる事務所の所在地	網走市桂町4丁目3-24	網走市駒場北4丁目4-33	同
小畑こうじ後援会	同	北見市春光町3丁目2-24	北見市北2条西2丁目	同
同	会計責任者の氏名	小畑美智子	久保正義	同
北川まさみ後援会	代表者の氏名	丹羽俊章	寺崎義一	同
後藤幸太郎後援会	主たる事務所の所在地	網走郡女満別町本郷61	網走郡女満別町本郷242番地	同
同	代表者の氏名	岡田大実	佐々木環	同
沢田のりかず後援会	会計責任者の氏名	斉藤義幸	三好亮	同
J Aこしみず農業と政治を守る会	代表者の氏名	佐藤正昭	上野満	同
同 清里中央政治連盟	主たる事務所の所在地	斜里郡清里町字上斜里421番地	斜里郡清里町水元町8番地	同
設楽重敏後援会	代表者の氏名	渡部俊雄	門前武	同
東海林勉と未来を築く会	政治団体の名称	東海林勉と未来を築く会	東海林勉後援会	同
同	主たる事務所の所在地	紋別郡遠軽町大通南2丁目5-18	紋別郡遠軽町豊里219-3	同
同	会計責任者の氏名	佐藤一之	東海林勉	同
鈴木宗男留辺蘂後援会	同	野瀬三男	仲野弘	同
高谷ひろし後援会	代表者の氏名	橋本政明	高谷弘志	同
同	同	高谷弘志	橋本政明	同
武部勤佐呂間後援会	主たる事務所の所在地	常呂郡佐呂間町字富武士	常呂郡佐呂間町字宮前町	同
同	代表者の氏名	船木淳一	為広紀義	同
田中政子後援会	同	原田文男	高間範房	同
中沢博之後援会	会計責任者の氏名	森谷雅樹	松田親	同

林忍後援会	代表者の氏名	佐藤康夫	木山昌一	網走支所
平野茂夫後援会	同	中谷邦博	藪下幸吉	同
まやなぎ正裕後援会	主たる事務所の所在地	北見市北1条西2丁目	北見市北2条西2丁目	同
女満別町もりすすむ後援会	同	網走郡女満別町西2条2丁目5-18	網走郡女満別町字中央328番地	同
森田のぶあき後援会	同	同 字大東164番地9	同 字大東168番地の128	同
同	代表者の氏名	東郷正博	鈴木孝夫	同
石田節子後援会	主たる事務所の所在地	勇払郡鶴川町福住町1-46	勇払郡鶴川町文京町4丁目15-1	胆振支所
同	会計責任者の氏名	石田陽市	佐々木弘	同
石橋弘子後援会	主たる事務所の所在地	苫小牧市花園町1-3-15	苫小牧市山手町1-2-9	同
及川保ふるさと後援会	代表者の氏名	及川保	伏見二郎	同
大場博海後援会	会計責任者の氏名	臼井仁	西田久男	同
尾前時夫後援会	代表者の氏名	山口巖	岡田武雄	同
同	会計責任者の氏名	田中弘子	山口巖	同
海沼裕作後援会	主たる事務所の所在地	勇払郡厚真町字共和416-7	勇払郡厚真町字共和57番地	同
同	代表者の氏名	藤樫一男	松本日彦	同
木村幸一後援会	同	松井満男	本瀬吉英	同
さとう潤後援会	主たる事務所の所在地	室蘭市高砂町1-31-3	室蘭市寿町1-23-12	同
同	会計責任者の氏名	東英一	松橋聡	同
新日本製鐵室蘭労働組合政治活動委員会	代表者の氏名	渡部正寿	経沢正	同
同	会計責任者の氏名	菅原登	渡部正寿	同
高橋正美後援会	代表者の氏名	前田文彦	村永俊生	同
同	会計責任者の氏名	村永俊生	池内勝好	同
永井せつ子後援会	代表者の氏名	串田一夫	目黒顕治	同
はらみ正信後援会	政治団体の名称	はらみ正信後援会	原見正信後援会	同
同	会計責任者の氏名	伊藤啓介	三浦清	同
北海道電力労働組合政治連盟火力総支部	同	小黒知洋	松辻宏二	同
松平功後援会	代表者の氏名	山城正洋	山岸幸太郎	同
同	会計責任者の氏名	伴浩一	松下一彦	同
皆川一男後援会	同	檀原高良	中村欽哉	同
柳谷昭次郎後援会	代表者の氏名	進藤清貴	妻鹿徹	同
横山実後援会	同	込山清右衛門	鹿原克己	同
同	会計責任者の氏名	横山桂	鹿原正明	同
吉野英雄後援会	代表者の氏名	目黒顕治	串田一夫	同
同	会計責任者の氏名	支部光	筒井稔	同
自由民主党日高連合ブロック協議会	主たる事務所の所在地	浦河郡浦河町字絵笛50-1	静内郡静内町山手町3-11-8	日高支所

自由民主党日高連合ブロック協議会	代表者の氏名	所 安 一	酒 井 芳 秀	日高支所
同	会計責任者の氏名	五十嵐 勉	東 好 行	同
片岡徳雄後援会	代表者の氏名	尾 崎 民 夫	宇 野 範 且	同
近茂後援会	主たる事務所の所在地	三石郡三石町字梶舞135 - 5	三石郡三石町旭町37	同
同	代表者の氏名	外 崎 五 郎	松 田 豊	同
酒井真次後援会	主たる事務所の所在地	沙流郡日高町本町東2丁目293 - 2	沙流郡日高町字日高293 - 2	同
酒井芳秀浦河町姉茶後援会	政治団体の名称	酒井芳秀浦河町姉茶後援会	酒井芳秀姉茶・豊里後援会	同
同	主たる事務所の所在地	浦河郡浦河町字姉茶17 - 3	浦河郡浦河町字姉茶301 - 1	同
同	代表者の氏名	桑 田 正 之	三 好 吉 男	同
同	会計責任者の氏名	市 川 貴	高 橋 英 雄	同
同 浦河西部地区後援会	同	太 田 勝 之	山 本 明	同
同 浦河町連合後援会	主たる事務所の所在地	浦河郡浦河町堺町東2 - 6 - 23	浦河郡浦河町旭町24 - 1	同
同 静内町柏台後援会	同	静内郡静内町柏台20 - 24	静内郡静内町柏台13 - 7	同
同	代表者の氏名	桜 沢 清	鳥 谷 未 雄	同
同 富川連合後援会	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町富川南2 - 1 - 2	沙流郡門別町富川東4 - 2 - 5 広木英明宅	同
同 新冠町連合後援会	同	新冠郡新冠町字北星町2 - 16	新冠郡新冠町字万世188 - 4	同
同 平取町連合後援会	同	沙流郡平取町本町53 - 2	沙流郡平取町本町56 - 2	同
同	代表者の氏名	梅 尾 重 雄	平 村 尚 人	同
同 三石町連合後援会	主たる事務所の所在地	三石郡三石町字東蓬萊10 - 5	三石郡三石町字港町141	同
同 門別町連合後援会	同	沙流郡門別町富川南2 - 1 - 2	沙流郡門別町富川東4 - 2 - 5	同
新世紀政経文化芳秀会	同	静内郡静内町青柳町1 - 9 - 1	静内郡静内町山手町3 - 11 - 8	同
すずき実後援会	会計責任者の氏名	片 岡 桐 郎	千 田 晴 熹	同
田島新一後援会	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町富川南4 - 3 - 3	沙流郡門別町富川東6 - 209	同
同	代表者の氏名	市 岡 敏 郎	白 瀬 富 雄	同
同	会計責任者の氏名	岩 寺 重 信	藤 井 昌 彦	同
出口猛昭後援会	代表者の氏名	中 川 重 光	瀬 戸 喜 吉	同
藤沢すみお後援会	同	吉 田 隆	大 滝 裕	同
三上とおる後援会	同	山 田 昭 彦	田 中 輝 利	同
村井文夫後援会	同	水 上 光 幸	橋 本 賢 二	同
市原ひでおと草の根クラブ	同	蒲 池 富 雄	佐々木 功	十勝支所
乾邦広後援会	同	鈴 木 義 一	横 山 武	同
すずき孝昌と翔く会	同	夷 石 行 夫	長 谷 涉	同
同	会計責任者の氏名	長 谷 涉	山 崎 佳 延	同
とりこし進後援会	主たる事務所の所在地	帯広市西15条南35丁目1番3号	帯広市南町南8線西26番地	同
中島洋一後援会	会計責任者の氏名	堀 内 勲	十 河 延 行	同

21世紀の池田町を泉田賢一と歩む会	代表者の氏名	北山正樹	高橋義一	十勝支所
古川稔後援会	同	武田明	山端鉄郎	同
正光会	主たる事務所の所在地	帯広市西21条南5丁目32番地3	帯広市西3条南33丁目21番地	同
同	代表者の氏名	谷川一	水野正光	同
松尾為男後援会	同	新沼公記	大坂暉夫	同
同	会計責任者の氏名	表俊志	佐野周二	同
渡辺和寛後援会	主たる事務所の所在地	帯広市西2条北1丁目15の1	帯広市西9条南3丁目17	同
井上さきお後援会	代表者の氏名	田甫哲朗	渡辺茂	釧路支所
山本洋彰後援会	同	鍛冶淳一	森脇辰夫	同
同	会計責任者の氏名	渡辺貴光	鍛冶淳一	同
自由民主党別海支部	代表者の氏名	小原長俊	山崎正隆	根室支所
佐野力三後援会連合会	同	丹羽忠文	及川利之	同
辻中ぎいち後援会	主たる事務所の所在地	目梨郡羅臼町船見町88	目梨郡羅臼町船見町	同
同	会計責任者の氏名	阿部満晴	阿部忠征	同
松浦宗信を応援する会	同	佐藤具克	前田豊	同

北海道選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成15年2月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
仲西圭後援会	田中律守	平15.2.23	事務局
きやじ喜一郎後援会	木屋路喜一郎	同15.2.27	石狩支所
日野順蔵後援会	日野順蔵	同14.12.31	同
倉地孝男後援会	佐々木正一	同15.2.10	渡島支所
畠山四三二後援会	佐藤和洋	同15.2.5	同
沢田孝一後援会	沢田孝一	同15.2.24	檜山支所
丸谷誠一後援会	麓義雄	同	同
渡辺二郎後援会	上田富男	同15.2.23	同
小林恒人後援会	高橋稔	同15.2.10	後志支所
佐藤辰夫後援会	山下敏雄	同	同
菅豊次後援会	安達早苗	同15.2.18	同

政治結社誠殉塾北海道本部	後藤辰男	同14.12.15	同
新谷とし後援会	小元理男	同15.2.1	同
花岡ユリ子・たかしな孝次後援会	直江英三郎	同	同
花岡ユリ子・西脇清後援会	鈴木鉄雄	同	同
藤田欣司後援会	高橋喜八	同15.2.3	同
吉野ゆきお蘭越後援会	佐藤辰夫	同15.2.10	同
いなぎ国雄後援会	稲垣晋一	同15.2.4	空知支所
おとも寛光後援会	北誠	同15.2.13	同
木戸勇と歩む会	森明雄	同15.2.21	同
久保田正義後援会	久保田正義	同15.2.17	同
新保孝一後援会	仲丸茂廣	同15.2.20	同
田森よしをかを応援し隊	神下博安	同15.2.10	同
日沼昇光後援会	日沼昇光	同15.2.7	同
堀達也と21世紀の道をつくる岩見沢の会	齋藤清利	同15.2.20	同
わたなべ和加後援会	渡辺和加	同15.2.3	同
石上郁後援会	菊地正晃	同11.3.31	上川支所
上田勉と歩むまちづくりの会	上田勉	同11.5.1	同
大河内英明後援会	大森善夫	同11.1.31	同

太田博後援会	稲 沢 堅 市	平14.12.25	上川支所
浜辺啓後援会	浜 辺 啓	同11. 3.31	同
原ひろし後援会	原 博	同11.12.10	同
ふじわら啓子後援会	藤 原 啓 子	同11. 3.31	同
ゆとりの教育を創る会	大河内 英 明	同11. 1.31	同
貝森一美後援会	田 中 正	同15. 1.28	留萌支所
山本展男後援会	北 川 隆 良	昭59. 8.30	同
前田修悦後援会	水 口 晃 盟	平15. 2.17	宗谷支所
世永くにおを囲む会	梁 田 二 郎	同15. 2.27	同
あべみきお後援会	樽 見 信 吉	同11. 4. 1	網走支所
阿部美喜男と歩む会	阿 部 美喜男	同	同
白川久隆後援会	佐久間 博 美	同12. 4. 1	同
高畑よしあき後援会	高 畑 讓 明	同	同
肥田義隆後援会	中 村 伊 蔵	同12. 3.29	同
宮川たかまさ後援会	山 内 郁 夫	同11. 5.15	同
北海道私立幼稚園苫小牧・日高支部振興会	瀬 戸 正 昭	同14.12.10	胆振支所
吉村俊幸と歩む会	秋 田 豊 作	同11. 5.30	同
おぎの節子後援会	古 市 昂 平	同15. 2.16	日高支所
奥田利明後援会	高 田 勲	同15. 1.31	同
酒井芳秀三石町青年連合後援会	佐々木 一 夫	同15. 1.10	同

佐々木節哉後援会	小屋畑 和 久	同15. 2.14	同
すずき実後援会	堀 田 秀 作	同15. 2.20	同
堤俊昭後援会	高 瀬 良 樹	同15. 2.22	同
出口猛昭後援会	瀬 戸 喜 吉	同15. 1.24	同
藤沢哲雄後援会	入 田 重 治	同14.12.31	同
武中憲士後援会	古 森 實	同15. 1.30	同
松平恭司後援会	坂 戸 信 行	同15. 2.24	同
岩間裕信後援会	鳥 本 光 義	同11.12.31	十勝支所
児玉一見後援会	久 保 一 光	同15. 2. 5	同
正光会	谷 川 一	同15. 2.13	同
水野正光連合後援会	安 達 巖	同	同
小畑保則を育てる保友会	小 畑 保 則	同15. 2. 5	釧路支所
さざい周二後援会	志 田 敏 雄	同11.12.31	同
佐藤英雄後援会	長 村 豊 司	同12.12.31	同
羽石一郎後援会	羽 石 一 郎	同15. 2.23	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年2月分)

資金管理団体の届出をした者	資	金	管	理	団	体	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	政 治 団 体 の 名 称			主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		
大 崎 誠 子	北海道議会議員			札幌市東区北23条東15丁目5-25	大 崎 誠 子 事 務 局		
磯 田 憲 一	北海道知事			同 中央区北11条西14丁目1-75	磯 田 憲 一 同		
山 口 た か	札幌市長			同 豊平区豊平4条7丁目3番15号	山 口 た か 同		
中 村 良 實	森町議会議員			茅部郡森町宇崎町65番地	中 村 良 實 渡 島 支 所		
渋 田 正 己	厚沢部町長			檜山郡厚沢部町新町93-3	渋 田 正 己 檜 山 支 所		
岡 崎 貞 範	岩見沢市議会議員			岩見沢市北4条西15丁目3の7	岡 崎 貞 範 空 知 支 所		
太 田 博 之	同			同 6条西3丁目 ビジューオオタ内	太 田 博 之 同		
河 合 清 秀	北海道議会議員			同 4条西5丁目1-3	河 合 清 秀 同		
後 藤 健 二	夕張市長			夕張市南清水沢3丁目3-33	後 藤 健 二 同		
橋 本 順 二	岩見沢市議会議員			岩見沢市幌向南3条3丁目302番地55	橋 本 順 二 同		

林 国 夫	美 唄 市 議 会 議 員	林 国 夫 後 援 会	美 唄 市 開 発 町 南	林 国 夫	空 知 支 所
日 沼 昇 光	芦 別 市 議 会 議 員	日 沼 昇 光 後 援 会	芦 別 市 西 芦 別 町 1 番 地	日 沼 昇 光	同
本 間 秀 正	南 幌 町 議 会 議 員	本 間 秀 正 後 援 会	空 知 郡 南 幌 町 南 16 線 西 4 番 地	本 間 秀 正	同
三 上 裕 久	滝 川 市 議 会 議 員	三 上 ひ ろ ひ さ 後 援 会	滝 川 市 東 町 6 丁 目 5 - 26	三 上 裕 久	同
南 達 雄	栗 沢 町 議 会 議 員	み な み 達 雄 後 援 会	空 知 郡 栗 沢 町 字 由 良 271 番 地	南 達 雄	同
森 岡 新 二	奈 井 江 町 議 会 議 員	森 岡 新 二 後 援 会	同 奈 井 江 町 字 奈 井 江 町 32 番 地	森 岡 新 二	同
吉 浦 や す 子	砂 川 市 議 会 議 員	吉 浦 や す 子 後 援 会	砂 川 市 西 1 条 北 4 丁 目 1 - 28	吉 浦 や す 子	同
塩 尻 伸 司	旭 川 市 議 会 議 員	旭 川 街 づ く り の 会	旭 川 市 永 山 2 条 2 丁 目 3 番 16 号	塩 尻 伸 司	上 川 支 所
上 田 勉	富 良 野 市 議 会 議 員	上 田 勉 後 援 会	富 良 野 市 新 富 町 3 番 38 号 北 川 敦 彦 方	上 田 勉	同
中 川 明 雄	旭 川 市 議 会 議 員	中 川 あ き お 後 援 会	旭 川 市 神 居 町 雨 紛 129 番 地	中 川 明 雄	同
中 村 徳 幸	同	中 村 の り ゆ き 後 援 会	同 4 区 3 条 2 丁 目 4 - 12	中 村 徳 幸	同
成 澤 明 良	美 瑛 町 議 会 議 員	な り さ わ 明 良 後 援 会	上 川 郡 美 瑛 町 丸 山 2 丁 目 4 番 12 号	成 澤 明 良	同
福 居 秀 雄	旭 川 市 議 会 議 員	福 居 秀 雄 後 援 会	旭 川 市 8 条 通 18 丁 目 左 10 号	福 居 秀 雄	同
藤 原 啓 子	東 川 町 議 会 議 員	ふ じ わ ら 啓 子 後 援 会	上 川 郡 東 川 町 西 町 3 丁 目 10 - 12	藤 原 啓 子	同
大 河 内 英 明	旭 川 市 議 会 議 員	民 主 教 育 を 守 る 政 治 連 盟	旭 川 市 忠 和 3 条 5 丁 目	大 河 内 英 明	同
菅 原 千 鶴 子	留 萌 市 議 会 議 員	す が わ ら 千 鶴 子 と は ば た く 会	留 萌 市 本 町 3 丁 目 8 番 地 の 2	菅 原 千 鶴 子	留 萌 支 所
村 上 均	同	村 上 ひ と し 後 援 会	同 未 広 町 2 丁 目 2 - 10	村 上 均	同
恵 良 田 将	浜 頓 別 町 議 会 議 員	え ら た 将 後 援 会	枝 幸 郡 浜 頓 別 町 日 の 出 1 丁 目	恵 良 田 将	宗 谷 支 所
阿 部 美 喜 男	斜 里 町 議 会 議 員	阿 部 美 喜 男 と 歩 む 会	斜 里 郡 斜 里 町 字 以 久 科 北 52 番 地	阿 部 美 喜 男	網 走 支 所
小 川 清 人	北 見 市 長	小 川 清 人 後 援 会	北 見 市 美 山 町 4 番 地 177	小 川 清 人	同
神 田 和 夫	斜 里 町 議 会 議 員	神 田 和 夫 後 援 会	斜 里 郡 斜 里 町 本 町 32 番 地	神 田 和 夫	同
菅 野 勝 美	北 見 市 議 会 議 員	す が の 勝 美 と 連 帯 す る 会	北 見 市 川 東 348 番 地 14	菅 野 勝 美	同
高 谷 弘 志	網 走 市 議 会 議 員	高 谷 ひ ろ し 後 援 会	網 走 市 字 潮 見 49 番 地 の 8	高 谷 弘 志	同
田 中 福 一	北 見 市 議 会 議 員	田 中 福 一 後 援 会	北 見 市 西 富 町 1 丁 目 120 - 4	田 中 福 一	同
千 葉 弘 美	同	千 葉 弘 美 と 一 票 を 考 え る 会	同 東 陵 町 57 - 12	千 葉 弘 美	同
長 嶋 宏 明	遠 軽 町 議 会 議 員	な が し ま 宏 明 後 援 会	紋 別 郡 遠 軽 町 大 通 り 南 1 丁 目	長 嶋 宏 明	同
熊 谷 裕	北 見 市 議 会 議 員	日 本 共 産 党 く ま が い 裕 後 援 会	北 見 市 常 盤 町 1 丁 目 4 - 11	熊 谷 裕	同
碓 一 寿	興 部 町 長	は ざ ま 一 寿 と 共 に 歩 む 会	紋 別 郡 興 部 町 秋 里 563 - 1	碓 一 寿	同
橋 本 博 之	美 幌 町 議 会 議 員	橋 本 博 之 後 援 会	網 走 郡 美 幌 町 字 福 住 476 番 地	橋 本 博 之	同
榎 森 正 敏	北 見 市 議 会 議 員	ま き も り 正 敏 後 援 会	北 見 市 春 光 町 4 丁 目 8 番 16 号	榎 森 正 敏	同
青 山 剛	室 蘭 市 議 会 議 員	青 山 た け し 後 援 会	室 蘭 市 高 砂 町 4 丁 目 31 - 8 - 406	青 山 剛	胆 振 支 所
木 村 信 廣	伊 達 市 議 会 議 員	木 村 の ぶ ひ ろ チ ャ レ ン ジ 会	伊 達 市 梅 本 町 39 弘 信 ビ ル 2 F	木 村 信 廣	同
小 久 保 重 孝	同	小 久 保 重 孝 と 共 に 北 海 道 の 未 来 を 考 え る 会	同 舟 岡 町 32 - 32	小 久 保 重 孝	同
田 村 龍 治	北 海 道 議 会 議 員	胆 振 経 済 フ ォ ー ラ ム	白 老 郡 白 老 町 大 町 2 丁 目 1 - 27	田 村 龍 治	同
天神林 美 彦	登 別 市 議 会 議 員	天 神 林 美 彦 後 援 会	登 別 市 新 生 町 4 丁 目 10 - 1	天 神 林 美 彦	同

納 口 専納助	早来町議会議員	納口せんのすけ後援会	勇払郡早来町字安平90番地	納 口 専納助	胆振支所
藤 本 紀 子	室蘭市議会議員	藤本のり子と未来を創る会	室蘭市中央町1丁目2-19	藤 本 紀 子	同
井 上 理 人	浦河町議会議員	井上理人後援会	浦河郡浦河町向が丘西1-539-146	井 上 理 人	日高支所
藤 沢 澄 雄	北海道議会議員	愛する日高をもっと元気にする会	静内郡静内町青柳町1-1-1	藤 沢 澄 雄	同
船 越 英 治	静内町議会議員	西川の会	同 字西川271	船 越 英 治	同
大竹口 武 光	帯広市議会議員	大竹口たけみつ後援会	帯広市西14条南36丁目1番16号	大竹口 武 光	十勝支所
山 崎 泉	同	帯広の未来を担う会	同 西8条南34丁目34-5	山 崎 泉	同
小 畑 保 則	北海道議会議員	釧路政治経済文化研究会	釧路市若松町6番23号	小 畑 保 則	釧路支所
成 田 良 雄	浜中町議会議員	成田よしお後援会	厚岸郡浜中町浜中桜北62番地	成 田 良 雄	同
谷 川 博 孝	別海町議会議員	谷川博孝後援会	野付郡別海町上春別緑町34番地	谷 川 博 孝	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。
平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年2月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者 氏 名 公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		届 出 先	
			新	旧		
池 端 英 昭	石狩市議会議員	池端英昭サポーターの集い	資金管理団体の名称	池端英昭サポーターの集い	池端英昭後援会	石狩支所
内 海 英 徳	北海道議会議員	内海英徳後援会	公 職 の 種 類	北海道議会議員	当別町議会議員	同
米 田 忠 彦	同	米田忠彦と共に歩む会	同	北海道議会議員	千歳市議会議員	同
小 林 敏 夫	函館市議会議員	小林敏夫と港を考える会	主たる事務所の所在地	函館市豊川町7番26号	函館市海岸町22番5号 共栄運輸ビル4階	渡島支所
松 田 兼 宗	森 町 長	松田けんそう後援会	公 職 の 種 類	森町長	森町議会議員	同
池 田 隆 一	北海道議会議員	池田隆一と歩む会	同	北海道議会議員	衆議院議員	後志支所
小 関 勝 教	美唄市議会議員	小関かつのり後援会	政 治 団 体 の 名 称	小関かつのり後援会	小関かつのりと地域振興を進める会	空知支所
矢 野 裕 司	砂川市議会議員	矢野裕司後援会	主たる事務所の所在地	砂川市空知太東1条6丁目1番7号	砂川市空知太西3条4丁目2番8号	同
吉 田 博 子	芦別市議会議員	吉田博子後援会	同	芦別市頼城町1番地東町6丁目 頼城団地7号	芦別市頼城町東町6丁目	同
室 井 安 雄	旭川市議会議員	室井やすお後援会	主たる事務所の所在地	旭川市常盤通3丁目1970番地 加藤ビル2階	旭川市常盤通3丁目1970番地 加藤ビル3階	上川支所
近 藤 明 美	留萌市議会議員	近藤明美と共に21世紀の留萌を創る会	同	留萌市大和田3丁目209	留萌市大和田1丁目47番地	留萌支所
原 田 丈 美	同	萌丈会	同	同 花園町3丁目7-18	同 栄町1丁目65	同

小川文三	稚内市議会議員	稚内政経文化研究会	公職の種類	稚内市議会議員	北海道議会議員	宗谷支所
小畑紘司	北見市議会議員	小畑こうじ後援会	主たる事務所の所在地	北見市春光町3丁目2-24	北見市北2条西2丁目	網走支所
小谷每彦	北海道議会議員	小谷つねひこと連帯する会	公職の種類	北海道議会議員	北見市議会議員	同
東海林勉	遠軽町長	東海林勉と未来を築く会	資金管理団体の名称	東海林勉と未来を築く会	東海林勉後援会	同
同	同	同	主たる事務所の所在地	紋別郡遠軽町大通南2丁目5-18	紋別郡遠軽町豊里219-3 東海林運輸(株)内	同
真柳正裕	北見市議会議員	まやなぎ正裕後援会	同	北見市北1条西2丁目	北見市北2条西2丁目	同
石田節子	鶴川町議会議員	石田節子後援会	同	勇払郡鶴川町福住町1-46	勇払郡鶴川町文京町4丁目15-1	胆振支所
原見正信	伊達市議会議員	はらみ正信後援会	資金管理団体の名称	はらみ正信後援会	原見正信後援会	同
松井雅宏	北海道議会議員	松井雅宏と共に歩む会	公職の種類	北海道議会議員	苫小牧市議会議員	同
鳥越進	帯広市議会議員	とりこし進後援会	主たる事務所の所在地	帯広市西15条南35丁目1番3号	帯広市南町南8線西26番地	十勝支所
渡辺和寛	同	渡辺和寛後援会	同	同 西2条北1丁目15-1	同 西9条南3丁目17	同
辻中義一	北海道議会議員	辻中ぎいち後援会	同	目梨郡羅臼町船見町88	目梨郡羅臼町船見町	根室支所
同	同	同	公職の種類	北海道議会議員	羅臼町長	同

北海道選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成15年2月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資	金	管	理	団	体	指定取消年月日	届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名		
山口たか	札幌市議会議員	山口たかとさわやか市民会議	札幌市中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	山口たか	山口たか	山口たか	平15.2.17	事務局
木屋路喜一郎	当別町議会議員	きやじ喜一郎後援会	石狩郡当別町若葉1336番地8	木屋路喜一郎	木屋路喜一郎	木屋路喜一郎	同15.2.27	石狩支所
日野順藏	恵庭市議会議員	日野順藏後援会	恵庭市幸町458番地の18	日野順藏	日野順藏	日野順藏	同15.12.31	同
沢田孝一	厚沢部町長	沢田孝一後援会	檜山郡厚沢部町新町5	沢田孝一	沢田孝一	沢田孝一	同15.2.24	檜山支所
久保田正義	芦別市議会議員	久保田正義後援会	芦別市上芦別町38-160	久保田正義	久保田正義	久保田正義	同15.2.17	空知支所
日沼昇光	同	日沼昇光後援会	同 西芦別町1番地 三井芦別労働組合内	日沼昇光	日沼昇光	日沼昇光	同15.2.7	同
渡辺和加	滝川市議会議員	わたなべ和加後援会	滝川市朝日町東4丁目5番34号	渡辺和加	渡辺和加	渡辺和加	同15.2.3	同
上田勉	富良野市議会議員	上田勉と歩むまちづくりの会	富良野市桂木町1番17号 コーポ桂木1号	上田勉	上田勉	上田勉	同11.5.1	上川支所
原博	東川町議会議員	原ひろし後援会	上川郡東川町西町3丁目17番地2号	原博	原博	原博	同11.12.10	同
藤原啓子	同	ふじわら啓子後援会	同 西町3丁目10	藤原啓子	藤原啓子	藤原啓子	同11.3.31	同
山田孝夫	東川町長	山田孝夫と明るい郷土を創る会	同 西6号北3番地	山田孝夫	山田孝夫	山田孝夫	同15.1.15	同
大河内英明	旭川市議会議員	ゆとりの教育を創る会	旭川市忠和3条5丁目	大河内英明	大河内英明	大河内英明	同15.1.31	同
高畑譲明	北見市議会議員	高畑よしあき後援会	北見市三輪611-14	高畑譲明	高畑譲明	高畑譲明	同12.4.1	網走支所

阿 部 美喜男 斜里町議会議員 阿部美喜男と歩む会 斜里郡斜里町字以久科北52番地
 小 畑 保 則 釧路市議会議員 小畑保則を育てる保友会 釧路市若松町6番23号

阿 部 美喜男 平11. 4. 1 網走支所
 小 畑 保 則 同15. 2. 5 釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。
 平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年2月分)

資 金 管 理 団 体	資金管理団体でなくな	届 出 先
資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
正光会	帯広市西21条南5丁目32の3	谷 川 一
		平14. 2. 14
		十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年2月分)

当該政治団体を支部とする政党の名称 (政党本部の名称)	政 党 の 支 部 の 名 称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届 出 先
自由民主党本部	自由民主党北海道釧路市第三支部	有	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第89号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号(不在者投票を行うことができる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成15年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「美唄市恵風園	同	字峰延2645	同	
社会福祉法人芦別慈恵園	同	芦別市旭町28	同	を
「美唄市恵風園	同	字峰延2645	同	」
ケアハウスハーモニ	同	東7条南2丁目5番23号	平15. 6. 26	に改める。
社会福祉法人芦別慈恵園	同	芦別市旭町28	57.12. 8	」

正 誤

平成15年6月27日(第1479号)

北海道告示第1152号(大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出)中に誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
267	左	7
誤	設置者から変更	
正	設置者から新設	